

子ども・子育て支援の基本理念について

1 基本理念の検討について

子ども・子育て支援の基本理念については、現在、計画期間中である「もりおか子ども育成プラン（盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画）」の基本理念、子ども・子育て支援法及び国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）を踏まえ、子ども・子育て会議の意見をお聞きしたうえで作成することとする。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。（以下略）

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において地域の実情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第四に掲げる事項とする。

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事 項	内 容
一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。

2 意見交換の理念への反映について

- ・第3回盛岡市子ども・子育て会議においては、意見交換により委員間での理念に関する意見を共有。
- ・第3回会議における委員からの意見を参考に、第4回会議に案を提示する。

3 子ども・子育て支援法, 基本指針など

(1) 子ども・子育て支援法 (抜粋)

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案) (抜粋)

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

子ども・子育て支援法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としている。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

4 「もりおか子ども育成プラン」における基本理念、基本的な視点等

1 基本理念

「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」

地域の人々の優しさに包まれて子どもが育つ環境づくり、大切な子どもたちの笑顔が街にあふれる地域社会づくり、そして子育てに喜びを感じることができるまちづくりの実現を目指し、前期行動計画では「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念として決めました。

子育てを支えるすべての施策は、子どもの幸せと健やかな成長を第一に願うものです。子育てについての第一義的な責任は、父母その他保護者が有するという基本的認識に立った上で、その子育てを、家庭、行政、学校、企業、地域が一緒になって「みんな」で支えていく、その理念はこれからも変わることはありません。その中で、子どもたちは家族の大切さや子育ての素晴らしさを自ら感じ、盛岡というまちへの思いを深めながら、次代の担い手となっていきます。

後期行動計画においてもこの基本理念を引き続き掲げ、子育てをまちぐるみで支援するしくみづくりを更に進めながら、子育ての喜びを地域社会全体で実感し、分かち合えるまちづくりを目指します。

2 基本的な視点

- (1) 子どもの幸せを考える視点
- (2) 安心して子育てができる視点
- (3) 地域社会みんなで子育てを支援する視点

3 施策の基本的方向

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母と子どもの健康の確保・増進
- (3) 子どもの教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子どもの安全の確保
- (7) 保護を必要とする子どもへの取組の推進

※「もりおか子ども育成プラン」は、平成26年度までを計画期間としており、必要な項目については、子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～31年度）に盛り込みたいと考えています。